

会議顛末書

記 録 者 清 原 諭

	市 長	副 市 長	部 長	副 部 長	課 長	課長補佐	主査・係長	グループ員
供 覧	/	/	/	/				
件 名	令和4年度第3回公共施設等マネジメント戦略会議							
年 月 日	令和4年9月5日（月）							
時 間	午後1時30分～午後3時00分							
場 所	市役所5階第1委員会室							
出 席 者	<p>【戦略会議委員】 木村市長公室長，岡野課長（企画課），梁取副部長（法制総務課），藤ヶ崎副部長（社会福祉課），飯田副部長（新型コロナワクチン対策課），大堀副部長（税務課），渡辺副部長（環境対策課），橘原副部長（都市施設課），中村部長（教育委員会），永井課長（道路整備課），富塚課長（財政課），青木課長（人事課）</p> <p>【説明者】 審議事項(1) 事務局(企画課) 審議事項(2) 事務局(企画課) 審議事項(3) 事務局(企画課) 報告事項(1) 事務局(企画課) 報告事項(2) 事務局(企画課)</p> <p>【事務局(企画課)】 田中課長補佐，戸崎主査，清原主査(記録者)</p>							
欠 席 者	なし							
内 容	<p>次第に従い，以下の事項について説明した後，協議が行われた。</p> <p>審議事項（1）公共施設の跡地活用について</p> <p>【主な意見・質疑等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理事務所の移転については，P17に記載の3案についてコスト比較を行った結果，土地の賃借を継続し，現状のとおり第二庁舎を施設管理事務所として使用することは理解したが，この方針は決定事項と解釈してよいか。事務所の所在については，施設管理事務所職員への説明も必要となる。（永井課長） ⇒ お示ししたのは，事務局で作成した方針案である。今後，本件については，庁議や公共施設等マネジメント推進委員会等に付議し，ご意見をいただきながら意思決定を図っていく。（岡野課長） ・ 第二庁舎の一部は選挙備品置場（約79㎡）としても活用している。精密機械とまでは言えないかもしれないが，投票用紙交付機（バロット）等は，屋外倉庫ではなく，居室保管としていることから，必要最低限の消耗品交換で対応できているもの 							

と考えている。いつまで25箇所の投票所を設置運用していくかは不透明だが、市の中央に位置すること、本庁舎から近いこと、職員が集まりやすく、駐車スペースも十分であること等を総合的に考えると、選挙備品置場として第二庁舎は適している。仮に、辺鄙な場所であった場合は、急な物品調達への対応も困難となる。施設管理事務所のように、そこで業務を展開しているわけではないが、選挙備品置場の問題は軽視できないため、第二庁舎の今後の活用方法と合わせて検討いただきたい。(梁取副部長)

⇒ 令和7年度には新保健福祉施設の建設を予定しており、一定の部署・人員が新施設に移転すると、本庁舎のスペースにも余裕が生まれる。投票用紙交付機等の屋外倉庫での保管は避けたいため、本庁舎内での保管というのも選択肢の一つではないか。また、選挙用の机などはコミュニティセンター等に置くことで、選挙備品置場のスペースも少なくできるのではないか。(木村室長)

・ 選挙備品置場に保管するテーブルの大半は、開票事務で使用しているものであり、その都度各施設から回収や設置をすることは難しい。(梁取副部長)

・ 施設管理事務所を今後10年程度使用する場合、必要最低限の修繕は必要となる。それも考慮して試算、検討いただきたい。(橘原副部長)

・ 環境対策課で使用しているゴミ袋置場はパレット積みで管理しており、移転する場合は、フォークリフトでの出し入れも想定する必要がある。(木村室長)

・ 学校給食センター第一調理場に職業訓練共同施設が入るという案はないか。その場合は、職業訓練共同施設の敷地を中心市街地活性化事業で使用することも可能と思われる。(木村室長)

⇒ 現在の方針では、旧市役所跡地(横町)で職業訓練共同施設を新設することとしており、本市を含めた負担金交付5市町で出資して職業訓練共同施設を建設し、その施設を職業訓練協会側に引き渡す予定である。(事務局)

審議事項(2) 公共施設再編成の第3期行動計画について

【主な意見・質疑等】

・ 第2章「第2期行動計画の取組結果」の最後、最初でも構わないが、全体の総括を入れた方が良いのではないか。(木村室長)

⇒ 検討する。(事務局)

・ 現在、森林公園の再整備を官民連携事業で実施することで検討を進めている。具体的な手法としては「Park-PFI」を見込んでおり、これは、公園に施設を設置して運営する民間事業者を公募により選定する制度である。管理運営は民間事業者が行い、市は土地使用料と売上げの一部を収入として得ることを想定しており、現段階での収支試算では、黒字となる見込みである。このような取組は、龍ヶ崎市では初めての試みとなるため、事前に情報共有をさせていただく。(橘原副部長)

- ・ 本庁舎の建替えについても、行動計画に記載が必要な時期に差し掛かっており、具体的な方策までは難しいが、そろそろ頭出しだけでも必要ではないか。(木村室長)
- ⇒ 本庁舎の建替えに関しては、そのための「財源(基金)をどうするか」という議論は持ち上がったことはあるが、具体的な検討までは至っていない。中期的な展望としては、令和10年度までに空調等の改修工事を行い、さらに、20年程度は現庁舎を使用することを想定している。そのため、第3期行動計画への記載は難しいが、その次の計画では本庁舎の方向性についても記載が必要と考える。(富塚課長)
- ⇒ 補足となるが、本庁舎は令和2年度に長寿命化計画を策定しており、その中で、以前行ったコンクリートの中性化試験結果等を元に、構造の目標使用年数を80年と結論付けている。これは、あくまで机上の計算であるため、実際に80年使用できるかどうかは、改めてコンクリートの中性化試験等を実施し、躯体の状況を再確認することが望ましい。(事務局)
- ・ 現段階の第3期行動計画の素案では、P21に記載の12の事業を対象として掲載しているが、これに加えたい事業等があれば、後日でも構わないので事務局にご連絡をいただきたい。(岡野課長)

審議事項(3) 公共施設等総合管理計画の見直しについて

※ 意見なし

報告事項(1) 公共施設再編成に関する市民アンケート調査の結果報告

※ 意見なし

報告事項(2) 新保健福祉施設整備事業の進捗状況報告

※ 意見なし

情報公開	公開	非公開(一部非公開を含む)とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条第5号該当) ・実施機関の内部における検討等の意思決定過程
	部分公開 非公開	公開が可能となる時期 (可能な範囲で記入)	